

岐 阜 県 公 報

目 次

岐阜県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を
改正する規則

(農産園芸課)

ページ
一

規 則

号 外 (一) 令 和 三 年 十 一 月 二 十 九 日

岐阜県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二百十九号

岐阜県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則(昭和二十六年岐阜県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第七条」を「第六条」に改める。

附 則

この規則は、令和三年十二月一日から施行する。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火曜日)
(金曜日)

発 行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

令 和 三 年 十 一 月 二 十 九 日

令和三年十一月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社